提出日　　　　年　　月　　日

株式会社　証券保管振替機構　御中

|  |  |
| --- | --- |
| 登記上の本店所在地 |  |
| 登記上の商号 |  |
| 登記上の代表者役職名 |  |
| 登記上の代表者氏名 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  | 0 |

銘柄コード：

同　意　書

（株式等振替制度＜新投資口予約権＞用）

当社は、「社債、株式等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号。以下「法」という。）第2条第1項第17号の２に掲げるもの（以下「新投資口予約権」という。）（当該新投資口予約権の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新投資口予約権の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。）すべてについて、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が法第13条第1項の規定に基づき、機構の定める日から取り扱うことについて同意するとともに、下記の事項について約諾いたします。

記

１．この同意書を提出した日以降、機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと

２．この同意書を提出した日以降、機構が定める業務処理の方法に従うこと

３．機構が取扱いを開始した日以降、機構が定めるところにより、機構が定める手数料を納入すること

４．自ら又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力に該当しないこと

５．当社が発行する新投資口予約権について金融商品取引所による上場日の変更又は上場承認の取消しがあった場合には、直ちにその旨を機構に通知すること

以　上